

〈研究ノート〉

楊惲の生卒年について

On the Year of Yang yün 楊惲's Birth and Death

末次 信行¹

要旨

司馬遷外孫・楊惲の誕生年と死亡年についての考察である。まず二説ある死亡年を検討し、五鳳四年（前54）説が妥当であることを確認した。五鳳四年（前54）は、父・敞の死から20年後にあたる。つぎに父・敞の亡くなった歳に、楊惲が何歳であったかを検討し、生年の最小年を征和二年（前91）と算出した。実際には38歳以上で亡くなったと推定される。この推定のために、楊敞の父子伝にみえる「敞夫人」と「司馬遷の女」と「後母」が同一人物であることを、班固の書きぶりとともに論じた。副産物として、司馬遷の子が、宣帝の時代に生存し、不遇であったらしいことが知られた。

キーワード：楊惲、生卒年、楊敞夫人、司馬遷の女^{ひすめ}、後母

一、はじめに

司馬一族研究の一環として、ここでは司馬遷外孫・楊惲をとりあげたい。楊惲については、すでに『漢書』の筆法の観点から楊惲伝を検討している^①。

楊惲伝は、『漢書』巻66「公孫劉田王楊蔡陳鄭伝」にある楊敞の附伝として位置づけられている。巻66は丞相と御史大夫（副丞相）経歴者の合伝である。楊惲自体はそうした経歴をもたない。ただ丞相であった父・敞の子として附される形をとり、論贊や叙伝にも言及されていない。にもかかわらず、巻66の約三分の一の紙幅をもって、班固は楊惲を存分に描き切っている。論贊や叙伝に楊惲の名が見えないのは、「公的」には無視する形をとる。しかし、人物伝として、この時代に生きた人間として採りあげるに足る内容と価値を、班固は認めた。班固の独特の筆法というか、書きぶりといえる。

この班固の筆法もしくは書きぶりを踏まえ、あるいは意識しながら、楊惲の生卒年について検討したい。

楊惲の生年は、『漢書』に見えず、不明であり、紀年が知られる事件との関係や交流関係などから推測せざるをえない。関連して楊敞伝や『古列女伝』にみえる「楊（敞）夫人」が司馬遷の女か否かの問題をとりあげ、延いては司馬遷の生年問題に寄与する史料を提供したい。

また、卒年は『漢書』本紀（巻8宣帝紀）に五鳳二年（前56）とあるが、楊惲伝の内容や『漢書』巻19下百官公卿表下の記載と齟齬があって、司馬光『資治通鑑考異』に異説があり、この司馬光説を紹介する。

ここでは、便宜上、楊惲の卒年から検討したい。

二、楊惲の卒年

『漢書』巻8宣帝紀の五鳳二年（前56）に、

十二月、平通侯楊惲坐前爲光祿勳有罪、免爲庶人。不悔過、怨望、大逆不道、要斬。

とある。これを訳すと、「十二月、平通侯であった楊惲は、以前、光祿勳であった時に有罪となり、免官され庶人となった。（その後も）過ちを悔いなければかりか、（お上を）怨んだため、大逆不道の罪で腰斬の刑に処せられた。」となる。

宣帝紀によれば、楊惲は五鳳二年（前56）十二月に、大逆不道の罪名をえて、死刑（胴切り）になったとされる^②。

この宣帝紀の記載に対して、司馬光は楊惲の死刑を2年後の五鳳四年（前54）に置き（『資治通鑑』巻27）、宣帝紀（五鳳二年）の条は誤りとする。『資治通鑑考異』に、当該条項を引用し、荀悦（148～209）の『漢紀』は宣帝紀の記載に因るとしたうえで、惲傳、「惲與孫會宗書曰、『臣之得罪已三年矣。』」

1 Nobuyuki SUETSUGU 千里金蘭大学 教養教育センター

受理日：2018年9月7日

又因日食之變、騶馬猥佐成上書告惲罪、下獄死。又楊譚稱杜延年爲御史大夫。按百官表、惲以神爵元年爲光祿勳、五年免。戴長樂亦以其年爲太僕、五年免。杜延年以五鳳三年六月辛酉爲御史大夫。又按蕭望之傳「使光祿勳惲策免望之」其事在今年八月、惲猶爲光祿勳。至四年四月、乃有日蝕之變。蓋惲以今年十二月免爲庶人、至四年乃死。宣紀誤也。

とある。司馬光の論旨をまとめると、宣帝紀・五鳳二年十二月の条を誤りとする根拠はつぎのア～エの四項となる。

ア、楊惲伝に「惲既失爵位、家居治産業、起室宅、以財自娛。歳餘、其友人安定太守西河孫會宗…與惲書…(惲)報會宗書曰、…臣之得罪、已三年矣」とあり、楊惲が免官された後、産業に精を出し、邸宅を新築し、生活を楽しんでいたところ、その「歳餘」に、友人の孫會宗が、書簡を送ったが、その返書には「得罪」ののち「已三年」とみえる。要するに、楊惲の庶人としての生活が「三年」に及ぶことが知られる。

イ、楊惲伝に「會有日食變、騶馬猥佐成上書告惲『驕奢不悔過、日食之咎、此人所致。』章下廷尉案驗、得所予會宗書、宣帝見而惡之。廷尉當惲大逆無道、要斬。」とあり、「日食」という異変が生じたのは、楊惲の所為であるという上書があり、この告発により廷尉は、孫會宗に対する楊惲の返書などを取り調べ、さらに宣帝の意向を踏まえ、「大逆無道」と断罪し、楊惲が処刑されたことを記す。この「日食」は宣帝紀・五鳳四年に「夏四月辛丑晦、日有蝕之。」とあり、騶馬猥佐成の楊惲告発は、このときと推定される。

ウ、楊惲伝に、甥(兄・楊忠の子)である楊譚が楊惲に語ったことばに、「西河太守建平杜侯、前以罪過出、今徵爲御史大夫。」とある。「杜侯(杜延年)」が「御史大夫」になったのが、「五鳳三年(前55)、六月辛酉」のことである(『漢書』卷19下百官公卿表下)、したがって、楊譚が「今」というからには、五鳳三年の対話ということになる。五鳳二年には溯りえない。

エ、『漢書』卷19下百官公卿表下によれば、楊惲は神爵元年(前61)に、中郎将から光祿勳になり、「五年」すなわち五鳳二年(前56)で免官になっている^③。

以上、司馬光の議論を要するに、つぎのようなことである。

楊惲は、五鳳二年(前56)の八月から十二月の間に、光祿勳の地位ならびに爵位(平通侯)を失い、庶人となった。庶人として、楊惲がその生活を楽しんでいたところ、「歳餘」して、友人・孫會宗からの書簡があり、これに対する楊惲の返書に、庶人生活が「已三年」と表現され、足掛け3年とすると、五鳳四年(前54)となり、この四月、日食があり、この異変が元となり、楊惲は死刑となった。したがって、宣帝紀の五鳳二年(前56)十二月の楊惲死刑の記載は誤りである。

以上、楊惲の卒年が、五鳳四年(前54)であると確認できた。

三、楊惲の生年

楊惲の卒年が確定できたので、つぎに、生年について検討したい。

『漢書』には、楊惲の生まれた年の記載はない。楊惲伝や百官公卿表などによって楊惲の半生のあらましが知られる。父・敞の死(前74)ののち、兄・忠の御蔭により、郎官にとりたてられた(以忠任爲郎)。その後、霍氏の謀反鎮圧に功績があり、中郎将(宿衛官の長)に昇進し、列侯に封ぜられ、平通侯となった。これが、父・敞の死(前74)の8年後(前66)のことである。その5年後(前61)に光祿勳(九卿の一)に昇進、そのまた5年後(前56)に失脚。失脚後2年して死去となる(前54)。

要するに、楊惲の死は、父・敞の死(前74)の20年後であるから、父の死亡時に子・惲が何歳であったか、これが關鍵となる。また、任子によって郎官にとりたてられる年齢の諸例も参考になる。

ちなみに、王国維は、楊敞死亡直前に昌邑王廢帝を議論したとき(前74)の「敞夫人」は惲の「母」であり「司馬遷女」でもあるとし、惲を「敞幼子」とする(『太史公行年考』『觀堂集林』卷11)。「幼」を十歳までの意味とすると、楊惲は、十代で霍氏の謀反鎮圧に功績があり、中郎将に昇進し、平通侯となったことになる。その可能性はほとんど無い。王国維が「敞幼子」と推定したのは、楊惲が「後母」に育てられたにちがいないとの思い込みによるらしい(この件については後述する)。

このように考えると、楊惲の生年^④を考えると、「後母」の意味、「司馬遷女」と「敞夫人」の関係について検討する必要がある。

i 「後母」の意味－「司馬遷女」と「敵夫人」の関係

楊敞ならびに楊惲の列伝（『漢書』巻66）にみえる、楊惲とその家族関係は、楊惲の父が楊敞であり、母が司馬遷の女であり、「後母」がおり、兄である忠がいた。忠の母が、惲と同じか否か、明言されていない。楊敞伝にみえる「敵夫人」が、司馬遷の女すなわち惲の母か、あるいは「後母」かが分からないが^④、「司馬遷の女」説が有力である^⑤。

結論から述べると、「敵夫人」が「司馬遷女（惲母）」にちがいがなく、さらにこの「司馬遷女（惲母）」は、楊敞の後妻であったとした。このように考えることで、楊敞・楊惲伝の大筋が通ることになる。

まず、「後母」の意味について、『史記』巻112平津侯（公孫弘）伝に、

丞相公孫弘者、齊菑川國薛縣人也。…年四十餘、乃學春秋雜說、養後母孝謹。…弘爲人恢奇多聞、…弘爲布被、食不重肉。後母死、服喪三年。

とあり、公孫弘（前200～前121）が常人とは異なり、生みの母ではない「後母」に対しても、十分な孝行を尽くす人物という文脈で記される。この場合、「後母」は子の立場からみた用語であり、公孫弘の父親の立場からは後妻であり、後添の意味を含んでいる。公孫弘は、高祖～武帝の時代の人であるが、昭帝期にみえる上官桀の「後母」も後妻の意味で用いられている（『漢書』巻97上外戚伝上）。

また、『史記』巻4周本紀に、

二十五年（前652）、惠王崩、子襄王鄭立。襄王母蚤死、後母曰惠后。惠后生叔帶、有寵於惠王、襄王畏之。

とあり、「後母」は、子である襄王の立場からの用語で、父・惠王からは後妻の意味を含む。

時代は下るが、北斉（550～577）の顔之推の『顔氏家訓』後娶篇に、

思魯等從舅殷外臣、傳達之士也。有子基・謙、皆已成立、而再娶王氏。基每拜見後母、感慕嗚咽、不能自持。家人莫忍仰視、王亦悽愴、不知所容、旬月求退。

とある。「思魯（顔之推の長子）」たちの「從舅（母方のいとこおじ）」である「殷外臣」の家の話である。「殷外臣」は、子どもたち（基・謙）が成人した後に再婚した。再婚相手は「王氏」であるが、「後母（王氏）」に挨拶するたびに、子どもである「基」は実母を思い出して嗚咽し、自分ではどうすることもできなかった。家族は仰視するに忍びなく、「王氏」もまた心を痛め、居場所がなく、1年足らず

で実家へ戻った。

この史料は、子（基・謙）が成人してからの、父の後妻を「後母」と称している。この『顔氏家訓』を引用する『中国古代生活辞典』（沈陽出版社、2003年）は、「旧時子女対父親後妻之称謂」とし、「後母」は後妻の称謂と明言する。

以上の例から、ここでの「後母」は、父・楊敞の後妻の意味となる。後妻とすると、父の死後に子・惲にとっての「後母」はありえないのである。

「後母」の意味を上述のように理解したうえで、班固の筆法もしくは書きぶり、という視点から、つぎに楊敞伝を検討したい。

ii 「敵夫人」に対する班固の書きぶり

楊敞伝は、『漢書』巻66にあり、丞相経歴者の内の一人として立伝されている。本伝の文字数は278字で、巻66全体の5%にすぎない。この内容は、楊敞の本貫や官歴と二つの事件がとり上げられている^⑥。

事件の一つは、元鳳元年（前80）の上官桀等の謀反に絡んだものである。本伝に、

元鳳中、稻田使者燕蒼知上官桀等反謀、以告敞。敞素謹畏事、不敢言。乃移病臥。以告諫大夫杜延年、延年以聞。蒼・延年皆封、敞以九卿不輒言、故不得侯。

とある。楊敞はこのとき、大司農（九卿の一）の立場にあった。「謀反の萌し」の報告を配下の燕蒼から受けたが、楊敞はもともと控え目で大事になることを忌み嫌い、言上する勇気がなく、（どうすべきか迷った揚げ句）病氣屈を出して寝込む。そこで燕蒼は、（大司農を見切り）諫大夫であった杜延年にそのことを報告し、杜延年在天子に伝えた。（御蔭で早々に鎮圧でき、事なきをえた。）この功績により、燕蒼と杜延年はいずれも列侯に封ぜられた。一方、楊敞は、九卿という大臣の立場にありながら、すぐに報告しなかったことで、列侯に封ぜられるのを逸した。

これが、本伝前半の事件であり、この楊敞の性格（「素謹畏事」）を前提として、後半の事件が描かれている。

楊敞が御史大夫から丞相になり、安平侯に封ぜられた翌年（前74）のことである。本伝に、

昭帝崩。昌邑王徵即位。淫亂。大將軍光與車騎將軍張安世謀欲廢王更立。議既定、使大司農田延年報敞。敞驚懼、不知所言、汗出洽背、徒唯々而已。延年起至更衣。敵夫人遽從東箱謂敞

日、此國大事。今大將軍議已定、使九卿來報君侯。君侯不疾應與大將軍同心、猶與無決、先事誅矣。延年從更衣還、敞、夫人與延年參語許諾、請奉大將軍教令、遂共廢昌邑王、立宣帝。

とある。昭帝が、「夏四月」に崩御したのち（『漢書』卷7昭帝紀）、武帝の孫で昌邑王であった劉賀を後継者として一旦は即位させたが、不適格として、改めて宣帝を即位させたときの話である。

大將軍・霍光と車騎將軍・張安世が、昌邑王を廢し、別に天子を立てようと謀った。すでに、いわゆる内朝での議論が定まり、残るは外朝の長である丞相・楊敞が納得すれば、この「廢王更立」は実行に移される、という場面である。九卿の一人、大司農・田延年在丞相の邸宅へ使者として遣わされた。（見方によっては謀反ともいえる）報告を聞いた楊敞は、驚きわなわなと懼れるばかりで、どう答えてよいか分からず、汗が背中をだらだら流れ、ただ「はあ、はあ」と生返事ばかり、という有り様であった。（この状況を察知した）楊敞夫人が動く。使者の田延年在更衣のために席をはずした、その隙を縫って、いそいで東の小部屋から声をかける。「これはお国の大事です。今、大將軍が意見をとりまとめ、九卿を使者として君侯に報告されたのです。すみやかに大將軍の意向に応諾すべきです。ぐずぐずして、このままだと、真っ先に誅されますよ」と。更衣から使者が戻って、楊敞と夫人と田延年の三人で語り合い、この件を承諾し、大將軍の教令に従いたいと申し出た。こうした経緯によって、皆で昌邑王を廢し、宣帝を立てた。

この話が本伝後半の事件である。これら二つの事件は、いずれも楊敞の、判断力の弱さ、決断力の無さを描いている。これに対して「敞夫人」については、行動力があり、政治的状況についての的確な判断、さらに英断のできる女性として班固は描く。

ちなみに、『古列女伝』卷8「続列女伝」は、これを題材とし、「漢・楊夫人」と題し、「賢明」な女性として立伝し、「君子謂、敞夫人可謂知事之機者矣。詩云、辰彼碩女、令德來教、此之謂也。」と評す^⑦。事変を確知し、これを人に教えることのできる、令徳の女性として取りあげているのである。

また、王国維は、「太史公行年考」（『觀堂集林』卷11）に、楊敞伝を引いたうえで、

案暉爲敞幼子。則敞傳與延年參語之夫人、必公女也。廢立之是非、姑置不論。以一女子而明

決如此。洵不媿爲公女矣。

とみえ、「敞夫人」の、一女子としての決断力を司馬遷の女としてふさわしい、と断じている。

このように、楊敞と「敞夫人」とを、決断力の「無」と「有」として対照的に、班固は描く。とすれば、楊敞伝の「敞夫人」とは、司馬遷の女であり、楊暉の母であることには間違いなさそうである。そこで、つぎに楊暉伝中にみえる家族関連史料をとりあげたい。

楊暉伝に、楊暉とその母とに関して、

忠弟暉、字子幼、…暉母、司馬遷女也。暉始讀外祖太史公記。

とあり、「暉は忠の弟として生まれ、字（呼び名）を子幼といい、…暉の母は司馬遷の女であった。（弟である）暉が始めて外祖父の編述した『太史公記』を読んだ。…」という。司馬遷の『太史公記（史記）』を始めて読んだのが、兄・忠ではなくて、弟・暉であることに注目したい。兄・忠はおそらく前妻の子であって、暉とは年齢も離れているのであろう。後妻である司馬遷の女から、教育を受ける時期を過ぎていたにちがいない。つまり、忠と暉は異腹で、年齢もかなり離れていたと推定される。

楊暉伝には、さらに楊暉と「後母」に関する記述がある。「輕財好義」という楊暉の人となりを示す例として、

初、暉受父財五百萬、及身封侯、皆以分宗族。後母無子、財亦數百萬、死皆予暉、暉盡復分後母昆弟。再受訾千餘萬、皆以分施。其輕財好義如此。とある。これによれば、都合二千萬錢ほどの金額を、暉は気前よく「宗族」「後母昆弟」に分与している^⑧。すでに考察したように、「後母」は後妻の意味である。そして兄・忠は先妻の子らしいとした。これを前提として、ここの「後母無子、財亦數百萬、死皆予暉、暉盡復分後母昆弟。」という部分は、つぎのように解することができる。

この「後母」が、暉の母であり、司馬遷の女であるとの前提に立つと、「後母無子」とは、暉以外に子供がいなかったという意味にとれる。実子としては一人っ子の暉に、実母の全財産が齎されたというわけである。しかし、暉はこれを実母の「昆弟（兄弟）」に分与した。すなわち、母方の舅に「數百萬」錢を与えた。この母方の舅とは、司馬遷の子のことである。

ちなみに、王国維は、「史公子姓無考。漢書本傳（卷62司馬遷伝）至王莽時、求封遷後爲史通子、是史公有後也」とし（『太史公行年考』『觀堂集林』

卷11)、「子姓(子や孫などの跡継ぎ)」については、史料が無いとしつつも、『漢書』の司馬遷伝には、王莽時代に司馬遷の子孫の一人を封じて「史通子」としたとあるので、直系の子孫はいたはずとする。司馬遷の跡継ぎは、具体的には不詳であるが、いたことは間違いがない、というわけである。

これまでの考察から、「いたに違いない」司馬遷の子の消息の「片鱗」が明らかとなった。楊惲が実母(司馬遷の女)の死後、その遺産をすべて舅(司馬遷の子)に与えた事実が、浮かび上がったのである。母の「昆弟(兄弟)」とあるので、兄と弟の二人以上が遺産分与の対象になったはずである⁹⁾。

なお、鄭鶴声は「史遷親屬」として、『漢書』や『韓城県志』などにみえる史料をとり上げたうえで、「史遷親屬自父談而下、有侍妾隨清娛、子司馬臨、司馬觀、及女楊夫人等、然惟父與女、有史可考、餘則疑信參半、未可遽定。」と述べる¹⁰⁾。半信半疑としつつ、「臨」と「觀」を司馬遷の子とする説を紹介する。

宣帝時代の司馬遷の子の境遇などについては史料がないが、『西京雜記』卷6「漢太史公」に、「宣帝以其官爲令、行太史公文書事而已、不復用其子孫。」とあり、宣帝は、「太史公」という世官(世襲の官)を改めて「令(長官)」とし、官府の部署にして司馬氏の世襲を廃した、とある。この記事が事実か否かは措くとして、当時の風評として宣帝の史官に対する考えを伝えるとともに、司馬氏への複雑な宣帝の感情があったらしいことを物語る。

楊惲の人となりを示す「輕財好義」の例として、甥が舅に対して、すなわち年少者が年長者に「財」を与えるからには、通常舅たちの窮状が前提としてあり、あるいは舅たちの不遇を知っているからであり、そこで惲が「義」すなわち義侠心を發揮したにちがいない。

楊惲の生年の検討という論点からは、横道にそれたが、司馬遷の子の消息を知ることができた。

元に戻す。

父・楊敞の卒年(前74)における、子・惲の年齢を問題として、実母について検討した。楊惲の母は、父・敞の後妻である。したがって、楊惲伝に「後母」とあるからといって、父・楊敞の卒年時に、楊惲の年齢を「幼」年とする必要はなくなった。父の死から8年間(前74~前66)の内のある期間に、楊惲は郎官となり、中郎将の官に昇進し、平通侯に封ぜられるという経歴からしても、父・

楊敞の卒年に、子・惲が10歳以下という可能性はほとんどない。

iii 楊惲伝にみえる生年関連記事

ここでは、楊惲が郎官になった年齢について考えてみたい。

楊敞の死後、子・忠が後を嗣いで安平侯になったことを記す楊敞伝をついで、楊惲伝に、

忠弟惲、字子幼、以忠任爲郎、補常侍騎。

とあり、恐らく父・敞の死後であろうと推測されるが、兄・忠の「任」によって郎官になったことが知られる¹¹⁾。郎官には年齢制限が無く、上は60歳以上、若いのは12~3歳の例がある¹²⁾。若い例として12~3歳、あるいは18歳の例が特記されているが、一般には楊惲の例のように、年齢は記されることがない。通例としては、男子の元服の年齢(20歳)以上が官仕えの基準と考えられ、さらに、楊惲伝には、「惲宰相子、少顯朝廷」とあり、「少」すなわち10代~20代に朝廷で名前が知られた、とある¹³⁾。したがって、元服後、郎官となり、20代に「朝廷」で活躍したことになる。楊惲伝には続いて、

惲母、司馬遷女也。惲始讀外祖太史公記、頗爲春秋。以材能稱。好交英俊諸儒、名顯朝廷、擢爲左曹。

とある。惲は、『太史公記(史記)』や『春秋』などの、いわゆる歴史に詳しく、広く深い理解があり、その才能が称賛され、これを背景として「英俊」「諸儒」との交流や議論を積極的に行い、「朝廷」に惲の名が知られ、「左曹」に抜擢された、ということである。「左曹」は加官で、奏事などの文書の授受を掌り(『漢書』卷19上百官公卿表上)、『漢書』卷17景武昭宣功臣表には「左曹中郎」とある。「中郎」は「光祿勳」に属し、「中郎将」の部下で、俸禄は「比六百石」である。宮中の護衛・侍従を職務とする。

惲が「郎」となり「常侍騎」に補任され、やがて「左曹中郎」になった、ということであるが、この間の年月、期間の長さが問題となる。漢代官吏の昇進は「積勞功次」が多く、また「以日月爲功」とあり、勤続年数が大切とされた¹⁴⁾。とすれば、「比六百石」という官秩は、最下の「百石」から始まって順に「比二百石」「二百石」「比三百石」「三百石」「比四百石」「四百石」「比五百石」「五百石」とあり、この上にある(『漢書』卷19上百官公卿表上)。通常、一年毎に昇進するとしても9年間を要すが、特進もあったにちがいない。いずれにせよ、父・敞の死後8年間内のある期間でのことであり、父の服

喪期間を勘案すると、父の卒年（前74）における惲の年齢は18歳から20歳と推定される^⑤。

郎官になった年齢を20歳以上とし、父の卒年（前74）後8年で、すでに「中郎」の官になっていたことなどを勘案して、父の卒年における惲の年齢の最小年を、18歳とすると、惲の生年は、武帝の征和二年（前91）以前と推定される。

四、おわりに

楊惲は、武帝の征和二年（前91）から以前に誕生し、宣帝の五鳳四年（前54）に死去した。実際には、40歳前後あるいはこれ以上の享年と推定される。

この推定年齢は、楊惲の母（司馬遷^{むすめ}の女）が惲を産んだ年齢や司馬遷の誕生年を想定する補助史料になるはずである。

また、楊敞の父子伝にみえる「敞夫人」と「司馬遷^{むすめ}の女」と「後母」が同一人物であることを、班固の書きぶりとともに論じた。副産物として、司馬遷の子等が、宣帝の時代に生存し、不遇であったらしいことも明らかになった。

最後に、宣帝時代の史官の曲筆について、補足しておきたい。

楊惲の卒年のところで取りあげた、『漢書』巻8宣帝紀の五鳳二年（前56）に「楊惲要斬」と記す史料についてである。司馬光は「宣紀誤也」とするのみであるが、『漢書』を編纂した班固の立場から、これを単なる誤りとするか、あるいは曲筆とみなしたか、について考えてみたい。

班固は後漢の宮中の秘書校定をつかさどり、蘭台令史の立場として、史官としての職務にあった。したがって各皇帝の時代ごとに、それぞれの史官によって記録された公的文書を閲覧でき、これらを編纂する立場にあった。明帝（57～75）の勅命を受けているからには、これらの史料は尊重する必要があったに違いない。とすれば、宣帝紀の条文は、当時の記録そのまま採用されたはずである。しかし、班固は百官表や列伝では事実を誤りなく、宣帝紀の条文とはかかわりなく、叙述する方針をとっている。ここから知られるのは、宣帝紀の楊惲要斬事件を何故、2年さかのぼらせて記録したか、この宣帝時の史官の曲筆は、五鳳四年（前54）の政治的動向と深く関連すると推測されるが、これについては、別稿で論じたい。

了

註

- ① 「楊惲伝にみえる『漢書』の筆法」（本学紀要第14号通巻48号、2018年発行）。
- ② 荀悦（148～209）の『漢紀』は、宣帝紀の記載にしたがう。『漢紀』は献帝（181～234）の詔によって『漢書』を簡略化し編年体に改めた書物である。また、町田三郎『秦漢思想史の研究』（創文社、1985年）も五鳳二年説にしたがう。
- ③ 五鳳二年の楊惲免官の時期に関して、『漢書』巻78蕭望之伝に、宣帝の詔策として「…朕不忍致君子理、使光祿勳惲策詔、左遷君爲太子大傅、授印。」とあり、蕭望之を左遷（御史大夫から太子大傅）する使者として、楊惲がなっており、この左遷が五鳳二年八月（『漢書』巻19下百官公卿表下）とされるので、この時点でも楊惲は光祿勳の地位にあった。
- ④ 佐藤武敏『司馬遷の研究』（汲古書院、1997年）237頁には、「昌邑王を廃するとき相談した夫人が司馬遷の女であったかどうか明らかでない。…惲の後母といえは司馬遷の女とは別の人であろう。司馬遷の女は楊惲の後母が亡くなる前に亡くなったのではなからうか。」とある。また、小竹武夫訳文には、「敞の夫人」に注をして、「この夫人は敞の後妻で、惲の生母でなく、司馬遷の女ではない」とする（『漢書』中巻、筑摩書房、1978年）。
- ⑤ 王国維ほか、鄭鶴声（『司馬遷年譜』（商務印書館、1931年）111～112頁）、吉春（『司馬遷年譜新編』（三秦出版社、1989年）111～112頁）など。
- ⑥ 楊敞の本貫は「華蔭人」とあり、官歴は「給事大將軍莫府、爲軍司馬。霍光愛厚之。稍遷至大司農。…後遷御史大夫。代王訢爲丞相、封安平侯。」とみえる。最後尾に「宣帝即位月餘、敞薨。諡曰敬侯。子忠嗣。以敞居位定策、安宗廟、益封三千五百戶。」とある。
- ⑦ 統列女伝に引用されている「辰彼碩女、令德來教」は『詩経』小雅・車牽にみえる。
- ⑧ 「二千萬錢」の値打ちについて補足しておく。「令死罪入贖錢五十萬減死一等。（『漢書』巻6武帝紀天漢四年（前97）の「秋九月」の条）」とあり、「五十萬錢」は、死罪とされるところ一等を減じることのできる値である。とすれば、「二千萬錢」は40名の命の値段ともいえる。また、『漢書』巻86王嘉伝に、王嘉の封事として、

「孝元皇帝奉承大業、温恭少欲、都内錢四十萬萬、水衡錢二十五萬萬、少府錢十八萬萬。」とある。「都内錢」とは、いわゆる国家財政、「水衡錢・少府錢」とは帝室財政のことである（加藤繁「漢代に於ける国家財政と帝室財政との區別並に帝室財政一斑」『支那經濟史考証（上）』（東洋文庫、1952年）参照。）。「都内錢四十萬萬」は、大司農が要した一年間の国家財政の金額を指す。したがって、楊惲が分与した「二千萬錢」は、元帝期（前49～前33）の国家財政の200分の1に相当する金額となる。

- ⑨ なお、「後母昆弟」の本田濟訳文は「繼母の異腹の弟たち」とする（『漢書・後漢書・三国志列伝選』平凡社、1973年）。当時の常識を踏まえれば、目上に当たる者への遺産分与はありえないとの判断によるものと推定される。
- ⑩ 鄭鶴声『司馬遷年譜』（商務印書館、1931年）108～110頁。
- ⑪ 任子の制については、江幡真一郎「西漢の官僚階級」（『東洋史研究』11巻5・6号、1952年）参照、また、大庭脩『秦漢法制史の研究』（創文社、1982年）参照。
- ⑫ 巖耕望「秦漢郎吏制度考」（『中央研究院歴史語言研究所集刊』23本上、1951年）参照。
- ⑬ 『論語』季氏に「孔子曰、君子有三戒。少之時、血氣未定、戒之在色。及其壯也、血氣方剛。戒之在鬪。…」とあり、「血氣未定」の時期を「少」としており、また、『礼記』曲礼上に「人生十年曰幼、學。二十曰弱、冠。三十曰壯、有室。四十曰強、而仕。」とあるところから、「少」を「幼」と「壯」の間とする。
- ⑭ 前掲『秦漢法制史の研究』第4篇第6章「漢代における功次による昇進」参照。
- ⑮ 服喪期間については、楊樹達『漢代婚喪礼俗考』（商務印書館、1933年）参照。

